

各 位

電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税について

中華人民共和国を原産地とする電解二酸化マンガンについては、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 20 年政令第 196 号）」に基づき、平成 20 年 9 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までを課税期間として不当廉売関税が課されているところです。

中華人民共和国を原産地とする電解二酸化マンガンについては、令和 5 年 3 月より不当廉売関税の課税期間の延長のための調査が実施されていたところですが、今般、電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 39 号）が公布され、引き続き不当廉売関税が課されることとなりましたので、お知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 2820.10 号に掲げる電解二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）

2. 対象国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

3. 期間

令和 11 年 2 月 25 日まで

4. 税率

中華人民共和国	46. 5%
貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.）	34. 3%

【問合せ先】

業務部

通関総括第 1 部門（手続関係）

電話：03-3599-6337

首席原産地調査官（原産地認定関係）

電話：03-3599-6527